出席停止となる感染症

学校保健安全法により、感染拡大防止のため出席停止となる感染症があります。この期間は「欠席」ではなく「出席停止」となり、欠席日数には含まれません。

学校感染症（第1～第3種）と出席停止期間の基準

【第 1・2 種の学校感染症】

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、天然痘（痘そう）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、特定鳥インフルエンザ（人への感染が確認されているH5N1、H7N9 など）	治癒するまで（原則入院）
第2種	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し、かつ、症状軽快から1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、咳などの呼吸器症状や他の症状が改善傾向にあることを指す
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎の主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

【第3種の学校感染症】

分類	感染症の種類		出席停止期間の基準
第3種	コレラ		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染		
	腸チフス・パラチフス		
	細菌性赤痢		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後、24 時間が経過し、全身状態が良ければ登校可
		感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルス等による）	下痢、嘔吐が軽減し、全身状態が良好になれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期の時期は登校を控え、全身状態が良好になれば登校可
		手足口病	発熱、口腔・咽頭粘膜の水疱、発疹がみられる急性期は登校を控え、全身状態が良好になれば登校可
		帯状疱疹	病変部が衣服などで覆われている部分であれば登校可
		伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良好な場合は登校可
		ヘルパンギーナ	発熱、咽頭痛、咽頭の水疱・潰瘍を伴う急性期は登校を控え、全身状態が良好になれば登校可
		ウイルス性肝炎（A型、B型）	A型：肝機能の正常化により登校可 B型：急性期でなければ出席停止の必要はなし